

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

滋賀厚生年金 事案 1206

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を12万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月30日

国（厚生労働省）の記録では、A社から平成15年7月30日に支給された賞与12万円の記録が無い。B厚生年金基金（以下「年金基金」という。）には記録があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「他の社員と同様に申立人についても申立期間に係る賞与から厚生年金保険料の控除を行い、社会保険労務士から社会保険事務所及び年金基金に対し、当該期間に係る賞与支払届を提出してもらった。」と回答している。

また、A社から提出のあった年金基金の受付印が押された平成15年7月30日支給の賞与支払届に係る厚生年金基金磁気媒体届書総括票に対応する賞与支払の内訳の写しには、申立人の標準賞与額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間に係る賞与支払届の提出代行を行った社会保険労務士事務所は、「A社に係る賞与支払届は、社会保険庁（当時）から送付のあったターンアラウンド方式のフロッピーディスク（以下「FD」という。）であった。当事務所で作成したFDを社会保険事務所及び年金基金に提出した。」と証言している。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成15年5月21日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月2日に同社に係る被保険者資格を再取得していることが確認でき、社会保険庁が配付するFDには、賞与支払予定月の前々月の20日頃の被保険者情報が収録されることを踏まえると、社会保険事務所及び年金基金に提出したFDにおける申立人の被保険者整理

番号は、同年5月21日の被保険者資格喪失前の番号であったと考えられる。

このことについて、当時の社会保険事務所の担当者は、「ターンアラウンド方式のFDでは、60歳以降の定年退職再雇用による被保険者については、整理番号が従前のまま提出されることも考えられることから、打ち出されたリストにより被保険者資格が不該当となった60歳以上の者については、資格の確認を行っていたが、定年による資格喪失者に該当しないと思われる者については確認を行っていなかったと思われる。」旨を回答していることから、当時、52歳であった申立人については、その資格の確認は行われなかったものと考えられる。

また、年金基金においては、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できる上、当該FDに係る処理は、申立人の被保険者資格の再取得の処理日である平成15年7月2日より後の同年10月22日に行われており、これらのことを踏まえると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が被保険者資格を再取得した後の被保険者整理番号に基づくものとして記録すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主が申立人の主張する申立期間における標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金基金磁気媒体届書総括票に対応する賞与支払の内訳の写しで確認できる標準賞与額から、12万円とすることが妥当である。

滋賀厚生年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月1日から9年1月5日まで
② 平成12年10月1日から14年10月21日まで

A社には、平成元年3月1日から14年10月20日までの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が9年1月5日から12年10月1日までの期間しかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及びA社の社員名簿から、申立人が、当該期間のうち、平成3年5月1日から7年2月28日までの期間について同社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年2月1日であり、申立期間①のうち、同日より前の期間は適用事業所ではない。

また、事業主は、「社会保険への加入手続は従業員の希望によって行っていた。申立人が勤務していた期間のうち、厚生年金保険の記録が無い期間においては、申立人は社会保険に加入していなかった。」と陳述しており、複数の同僚も「社会保険へは希望により加入していた。」旨の陳述をしている。

申立期間②については、雇用保険の加入記録において、申立人がA社で被保険者になっていた記録は確認できないが、当該期間のうち、平成12年10月1日から13年8月31日までの期間について、申立人が同社の関連会社であるB社で被保険者であった記録が確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成13年8月1日であり、申立期間②のうち、同日より前の期間は適用事業所ではない。

また、申立人は、申立期間②において国民健康保険に加入していることがC市の記録で確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、平成14年2月1日から同年4月5日までの期間、及び同年4月19日から同年6月28日までの期間において、A社及びB社以外の事業所で勤務していることが、雇用保険の加入記録で確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。